

令和7年11月17日
健康福祉常任委員会資料

高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実

児童虐待・DV防止対策等の推進について

福祉部児童家庭課



I 児童虐待防止等の推進

1 児童虐待防止対策の推進

子どもの権利擁護と家庭養育優先の原則を具体化するため、虐待等により児童養護施設等に入所する児童の養育を支援。そして、複雑化・深刻化し、依然として増加傾向にある児童虐待相談に適切に対応するため、県児童相談所や市町の家庭児童相談の支援体制を強化するとともに、児童虐待に対する県民意識を高め、速やかな相談・通告を促すこと等により、児童虐待防止対策を充実強化。

【児童虐待相談受付の状況（神戸市・明石市を含む）】（単位：件）

区分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	前年度対比
児童相談所	8,816	9,412	9,101	9,429	9,585	101.7%
うち 県	5,446	5,804	5,710	5,846	5,755	98.4%
うち神戸市	2,721	2,934	2,733	2,885	3,090	107.1%
うち明石市	649	674	658	698	740	106%
市 町	10,323	10,788	10,397	10,077	10,112	100.3%
合 計	19,139	20,200	19,498	19,506	19,697	101%

※前年度対比：R 6年度／R5年度

(1) 県児童相談所の相談支援体制の強化（881,137千円）

ア 専門的な相談支援体制の強化及び県児童相談所と警察・検察との連携強化を実施

【職員等配置状況】

（令和7年4月1日時点）

区分	配置人数	主な役割
児童福祉司	155人	子どもの安全を守るための相談対応や支援、調査、指導を実施
児童福祉対策推進員	23人	虐待リスクの適切な評価のもと、児童の家庭復帰を推進するほか、市町こども家庭センターと施設、市町との連携強化、施設入所児童等の訪問調査、児童家庭支援センターとの連絡調整の実施
児童虐待等対応専門アドバイザー	弁護士27人、医師45人、学識者等82人	対応困難なケース、重篤な被虐待児のケア、親指導等への対応の実施
現職警察官	6人	児童虐待への対応強化、県警察本部との連携強化を実施
安全確認指導員 （警察官OB）	7人	子どもの安全確保や保護者対応が困難な相談への対応の実施

- ・ 法的対応強化のため、弁護士を定期的に配置（豊岡を除く各センター月2回・計12人、平成29年度～）
- ・ 神戸地方検察庁、県警本部、医療機関との連絡会議を実施（平成26年度～）
- ・ 特に危険を伴う一時保護や家庭復帰後の子どもの安全を確保するため、児童虐待事案に係る「県と県警の連携に関する協定」を締結（平成25年9月）

イ 「児童虐待防止24時間ホットライン」（専用電話相談）の設置（平成14年度～）

「兵庫県児童虐待防止24時間ホットライン対応業務委託契約」に基づき、夜間及び休日における児童虐待相談に応じる電話相談業務を事業者に委託し（令和7年度～）、電話相談に対する一時的な対応を行うほか、当番児童相談所による即応体制を構築。

【24時間ホットライン通告内容別受付・対応状況（令和6年度）】 (単位：件)

区 分	経路				対応状況	
	警察等	近隣知人	市町等	合計	一時保護	一時保護委託
養 護	270(168)	433(399)	74(58)	777(625)	85(54)	94(60)
性 格 行 動	46	0	1	47	21	9
非 行	48	0	1	49	17	16
合 計	364(168)	433(399)	76(58)	873(625)	123(54)	119(60)

※1 相談、関係機関等からの連絡件数は除く。神戸市・明石市分も除く

※2 () は虐待通告件数を内書き

ウ 児童虐待による死亡事例等の重大事案の検証

重大事案の検証のほか、市町の虐待予防に向けた取組等への技術的助言や提言を行う「児童虐待防止委員会」を設置。（平成13年度～）

※平成13年8月、尼崎市での小学1年男児の虐待死亡事件を機に設置

エ 虐待をした親等への家族再統合の支援

子どもの安全確保を最優先としつつ、虐待をした親等の養育力の向上、家族の再統合に向けた支援を実施。保護した子どもの家庭復帰の適否等を評価・助言する第三者機関として、弁護士、医師、学識者等による「家庭復帰等評価委員会」を県独自に県の各児童相談所に設置（平成21年度～）

オ 子どもの権利擁護のための意見表明支援（令和3年10月～）

子どもの権利擁護のため、一時保護や施設入所措置等に係る子どもから第三者への意見表明の申出があれば、兵庫県弁護士会に「意見表明支援員（弁護士）」の派遣を依頼し、子どもとの面接を実施。

【令和6年度実績】 32件（一時保護中児童27人、施設入所児童5人）

カ 児童虐待防止SNS相談事業（令和5年2月～）

児童虐待の未然防止や早期発見の観点から全国どの地域においても、子どもや家庭からSNS相談ができるよう、国が開発した相談システムを活用し、「親子のための相談LINE」を開設し、SNS上で相談できる体制を構築。

【令和6年度実績】 2,130件

キ 警察との児童虐待リアルタイム情報共有システム（令和6年10月～）

虐待事案に速やかに漏れなく対応するため、県児童相談所が受理した虐待相談の全てを警察と全件共有するシステムを構築。

ク 児童相談支援システム再構築（令和7年4月～）

県児童相談所や一時保護施設等では、虐待相談件数の高止まりや、専門職の不足、一時保護の司法審査等の新たな制度への対応など、多岐にわたる課題を抱えている。

これら課題に対して、テクノロジーの力で効率化することにより、十分な介入・支援業務を行う時間を確保することを目的として、児童相談支援システムを再構築。



【「親子のための相談LINE」ポスター】

ケ 一時保護司法審査の導入（令和7年6月～）

一時保護の開始に関し、より一層の適正な判断や手続きの透明性を確保するため、司法機関が一時保護の開始の判断について審査する制度を導入。

コ 県児童相談所自動音声認識マイク導入（令和7年12月～）

児童相談所職員の面接記録等の作成負担軽減のため、AIによる自動音声認識マイクを導入し、面接中のメモ取りや会議録作成の補助を実施。また、一時保護の司法審査導入に伴い、児童や保護者の初期面接時の発言の適切な記録作成に繋げるため、音声データでの記録補助を実施。

サ 一時保護施設の整備

近年の一時保護件数の増加に対応するため、中央こども家庭センター一時保護施設に加え、一時保護件数が多い阪神地域（川西市内）に県所管の2か所目の一時保護施設を開設。

また、施設の老朽化が進み、児童の個別特性への配慮が困難等の課題を抱える中央こども家庭センターについて、今後のあり方の検討を実施。

【川西こども家庭センター一時保護施設整備の概要】

開設時期：令和7年4月

構造等：RC造3階建て（延床面積2,702㎡）

定員：46人



【川西こども家庭センター一時保護施設】

シ 一時保護中のこどもへの教育等支援事業

一時保護児童の学校との連携強化により、リモートによる授業参加や学級担任等とのオンライン面談、学校教材の活用等を実施するとともに、年齢や学習進度の異なる一時保護児童個々に対応した学習が提供できるよう、学習アプリ等を掲載したタブレット端末を導入。

(2) 市町における相談援助体制の強化支援（72,832千円）

ア 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町が中心となって、虐待の疑いのある子ども等に対して学校、保育所や地域での見守り、相談援助を行うことができるよう、市町が設置する要保護児童対策地域協議会※（平成18年度、全市町で設置済）への技術的支援・助言を実施。

※ 協議会の構成機関（市町家庭児童相談担当課が事務局）

市町、県児童相談所、民生委員・児童委員、保育所・幼稚園、学校、警察、医療機関等

イ 市町職員等の資質向上支援

市町職員等の資質向上のため、県・市町合同研修、困難な保護者対応等の専門研修、指導者研修(平成28年度～)、児童福祉司任用資格取得講習会(平成22年度～)を実施。

ウ 新たな子育て家庭支援基盤整備の支援

改正児童福祉法（令和6年4月施行）に基づき市町が実施する事業について、国交付金を活用した支援を実施。

（主な事業）

- ・親子再統合（親子関係再構築）支援事業
- ・こどもの権利擁護環境整備事業

(3) 親子関係形成支援事業 (2,818千円)

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を実施。

(4) 利用者支援事業（こども家庭センター型）（152,168千円）

市町において母子保健と児童福祉機能を一体化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や、虐待への予防的な対応等を実施する相談支援体制の構築を支援。

(5) 子育て短期支援事業（23,465千円）

保護者の病気等により子どもの養育が一時的に困難となった場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に保護することで、安心して子育てできる環境を整備。

(6) 児童虐待防止医療ネットワークの推進（2,358千円）

地域の医療機関における児童虐待対応の体制整備を図るため、県立尼崎総合医療センターを中心に児童虐待対応ネットワークづくりを推進。

ア 地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談窓口の設置

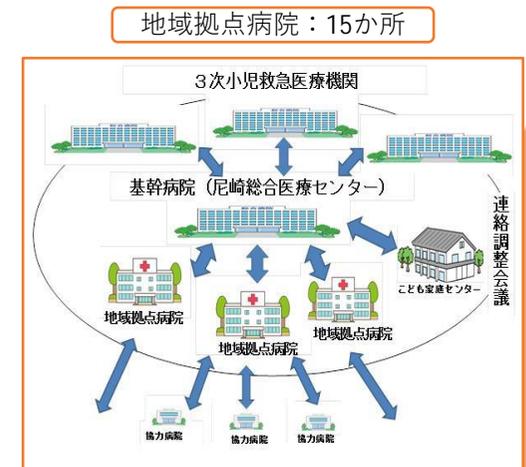
イ 保健医療従事者等への教育研修等の実施

【令和6年度実施数】

33回(参加延べ人数 674人)

【研修内容】

- ・ 児童福祉研修（児童福祉法、特別養子縁組）
- ・ 虐待被害児診察技術研修
- ・ 医療機関対象虐待対応プログラム



(7) 児童虐待防止に向けた地域との連携強化（4,226千円）

ア 関係機関と連携した児童虐待防止の広報啓発

こども家庭庁が「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施する11月を中心に、県の児童虐待防止のシンボルマーク「オレンジリボンはばタン」(平成25年度作成)を活用した広報啓発を展開。

(ア) 児童虐待防止に理解と熱意のある県内の団体、企業と協働、インターネットやSNSによる啓発活動を実施。

(イ) 若者への関心を高めるため、県内プロスポーツクラブと協働し、試合会場で若年世代への啓発活動を実施。

【実施日】 令和7年11月1日、9日

【場 所】 県内プロスポーツクラブが本拠地で開催する試合会場

【内 容】 観戦者への児童虐待防止啓発

イ 地域の児童委員・主任児童委員活動との連携強化

児童委員・主任児童委員による個別援助・見守り活動の強化(県民生委員児童委員連合会の協力のもと「ひょうごオレンジネット」(児童虐待防止活動)の推進)や「子育て応援ネット」によるSOSキャッチ活動を支援。

【「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」啓発ポスター】

(8) 児童家庭支援センターの運営支援 (68,355千円)

地域の児童・家庭福祉の向上を目的として設置された児童家庭支援センターの運営を支援（児童養護施設に附設）。地域で見守りが必要な子どもや家庭からの相談に応じ、継続的な指導を実施。

【主な事業の内容】

- ・市町の求めに応じ、技術的助言や援助の実施
- ・県児童相談所からの委託により、一時保護解除や施設退所後間もない子どもや家庭等への継続的指導の実施

【県内の設置状況】

所 管	施 設 名	所 在 地	設 置 時 期
県	すみれ	姫路市	H14.4
	キャンディ	尼崎市	H14.4
	すずらん	たつの市	H21.4
	虹の丘	加古川市	H21.6
	リボン	朝来市	H21.7
	子そだてサポートひかり	宝塚市	H23.4
神戸市	神戸真生塾 子ども家庭支援センター	神戸市	H17.4
	児童家庭支援センターしらゆり	神戸市	H28.4
	児童家庭支援センターおるおるステーション	神戸市	R2.3
	児童家庭支援センターはれるや御影	神戸市	R6.1
	児童家庭支援センターちゃいるど・はーばー・こうべ	神戸市	R7.3
明石市	児童家庭支援センターかりん	明石市	R2.8

2 社会的養育体制の強化

子どもが権利の主体であることを具現化し、家庭養育を優先するため、兵庫県社会的養育推進計画に基づき、児童養護施設等に入所、又は里親に委託する子どもに対する支援を充実強化。

(1) 児童養護施設入所等児童への支援（7,530,175千円）

児童養護施設等の運営を支援するとともに、施設退所児童への支援を行うことにより児童の自立を支援。

ア 児童養護施設・乳児院の運営支援

【施設数・定員（令和7年4月1日現在）】

区 分	県所管		神戸市所管		明石市所管	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
児童養護施設	19	720	13	545	1	30
地域小規模児童養護施設 （グループホーム）（※）	7	41	0	0	0	0
乳児院	5	85	3	70	1	24

（※） 地域小規模児童養護施設（グループホーム）

児童養護施設に入所する子どものうち、本体施設から離れた家庭的な環境の下で養育することが適切な児童が入所する施設。

イ 入所児童への学習支援

児童養護施設に大学院生等を学習補助ボランティアとして派遣し、子どもへの学習指導を行うことにより、子どもの基礎学力の向上を支援。

ウ 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト

児童養護施設や里親家庭等で育った子どもたちの自立を応援。

(ア) 学校生活充実支援事業

- ・小学生の習い事や学習塾代への支援（月額上限8千円/1人）
- ・高校生のクラブ活動費等の支援

(イ) 進学支援事業（夢はぐくみ応援事業）

・夢ふれあい交流事業

児童養護施設等の小～高校生を対象に、大学生との対話や自然体験を行うプログラムを実施し、進路選択の視野を広げる機会を提供

（令和6年度：1回実施、参加児童9名）

・夢かたりあい交流事業

児童養護施設等の中～高校生を対象に県内大学生を児童養護施設に派遣するなど、大学生活や就職活動等について語り合い、具体的な進路選択を考える機会を提供

（令和6年度実績：18施設）

・夢かなえる大学進学支援事業（令和7年度～）

児童養護施設等の高校生を対象に、予備校と連携し、大学受験・進学に向けての心構え等を学ぶ大学進学支援セミナーを開催

令和7年度：第1回 6月29日開催

第2回 11月3日開催

(ウ) 高校生及び施設等退所児童の就業等支援事業

- ・就職支援セミナーや就職相談会、施設等退所後の生活に必要な諸手続等を学ぶ自立支援セミナーを開催
- ・就職活動に必要な経費等を助成



【大学進学支援セミナーの様子】

【施設入所児童の大学進学率等】

項目	R5年度	R6年度 (暫定)
県内児童養護施設入所児童の 大学進学率	26.7%	29.5%
県内児童養護施設入所児童の 就職希望者就職率	100%	95.2%

エ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（平成28年度～）

児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者及び児童養護施設等入所中又は里親等への委託中の者に対して、安定した生活基盤を築き円滑な自立を支援するため、県社会福祉協議会において貸付。

貸付種類	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
貸付対象者	施設等退所者又は里親等委託解除された者		施設等入所中又は里親等委託中の者、施設等退所者又は里親等委託解除された者
	①大学等在学者	①大学等在学者 ②就職している者	資格取得希望者
貸付期間	①大学等在学期間	①大学等在学期間 ②最長2年	
貸付額	月額5万円	家賃相当額 ※生活保護住宅扶助額を上限	25万円以内
貸付利子	無利子		
返還免除条件	①大学等卒業後1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続すること。 ②5年間就業を継続すること。		2年間就業を継続すること。
貸付実績	18件	29件	26件

※ 貸付実績は、令和6年度末までの累計

※ 申請時期を退所時に限定せず、退所後5年まで延長し、退所後の状況変化にも対応

オ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）への支援

義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する自立援助ホームの運営を支援。

【設置数：自立援助ホーム（I型）】 県5か所、神戸市1か所、明石市2か所

カ ケアリーバー（社会的養護経験者）への支援

児童養護施設等の退所後も自立に向けた総合的な支援策を推進することで、社会的養護の子どもたちが安心して自立生活できる環境を整備。

(ア) ケアリーバーの専門相談窓口の開設

ケアリーバーの孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互交流の場として令和6年4月に「ひょうご自立支援相談・交流拠点（こもれび）」を開設。必要な情報の提供、相談・助言等を実施

【令和6年度相談実績：451件】

(イ) ケアリーバー応援企業

ケアリーバーに理解があり働きやすい企業を応援企業として認定するとともに、応援企業の拡大に向けた企業向け研修会等を実施

【令和6年度認定数：4社】

キ 施設機能の強化

児童養護施設職員の対応能力向上や、児童養護施設入所中の児童の認知機能向上のため研修等を実施。

(ア) 児童養護施設の対応力向上研修

- ・研修内容 児童養護施設内での発達に特性を持つ児童への支援方法等

(イ) 認知機能向上に向けたトレーニングの支援

- ・対象経費 認知トレーニングに必要な学習教材、運動トレーニング器具、講師派遣費等
- ・補助基準額 25,000円(対象児童1人あたり)



【ひょうごケアリーバー
応援企業 ロゴマーク】

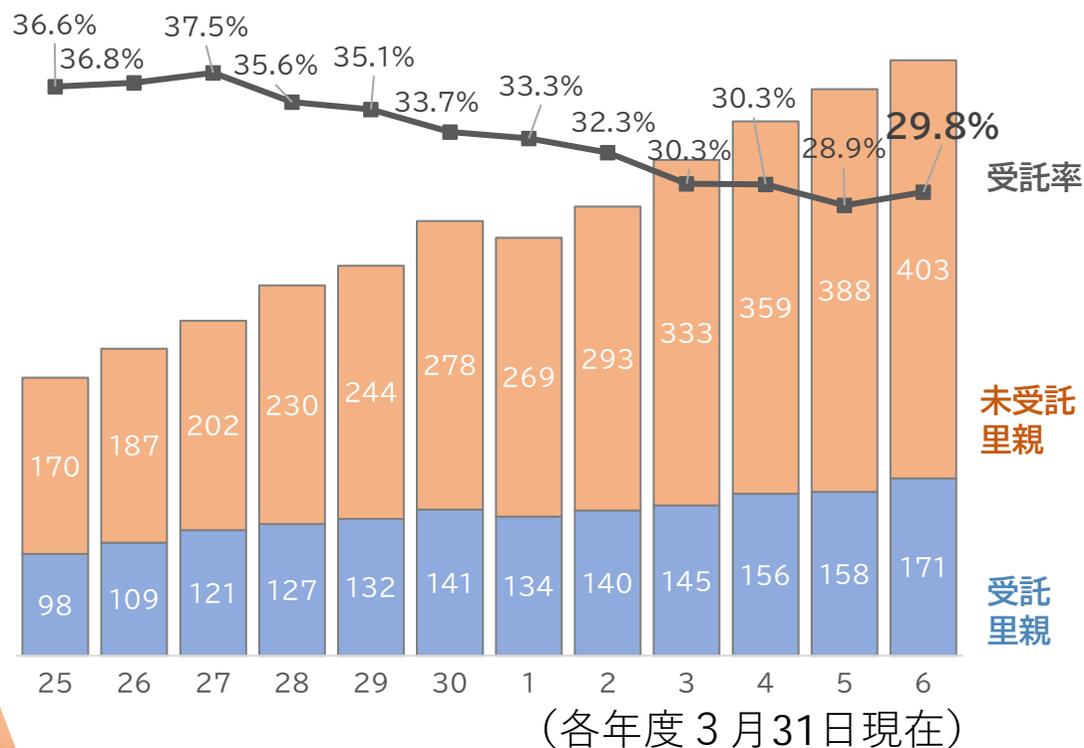
(2) 児童養護施設等の施設整備への支援（60,869千円（R6年度予算））

県所管の児童養護施設、乳児院等が実施する、小規模化（小規模グループケア、分園等）、高機能化、多機能化等を進めるための整備工事や施設の拡張工事に係る費用の一部を支援。【令和6年度実績】2施設（児童養護施設1、乳児院1）

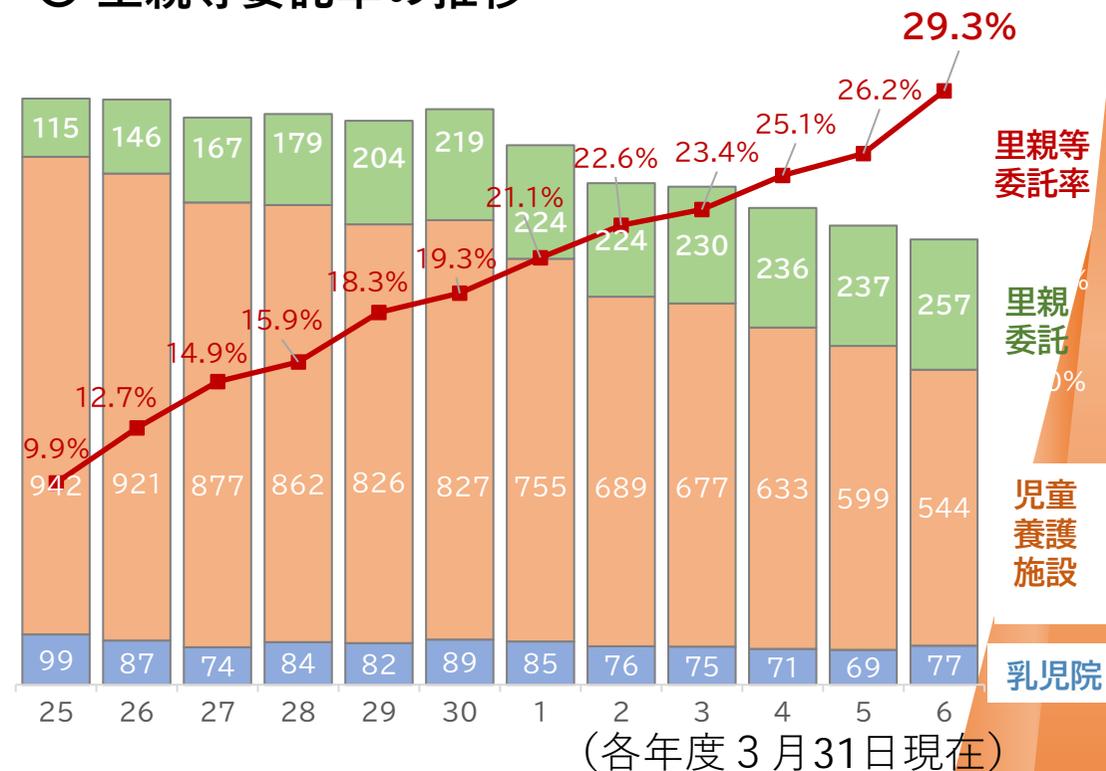
(3) 里親制度の推進（19,738千円）

家庭での養育が困難な子どもを受け入れて養育する里親を支援するとともに、里親委託を促進。

○ 里親世帯数の推移



○ 里親等委託率の推移



(参考) 神戸市:未受託里親125組、受託里親57組、受託率31.3%
 明石市:未受託里親 60組、受託里親18組、受託率23.1%
 ※令和7年3月31日現在

ア 里親支援センターの開設

改正児童福祉法に基づき創設される、里親開拓から自立支援まで包括的に支援を行う里親支援センターを設置し、運営を支援。

【業務内容】

- ①里親制度等普及促進・リクルート業務
- ②里親等研修・トレーニング業務
- ③里親等委託推進業務
- ④里親等養育支援業務
- ⑤里親等委託児童自立支援業務

【設置状況】

(令和7年4月1日現在)

地区	センター名 (開設時期)	里親数 (R7.3)	事業者	人員配置	開設場所 () 庁ライト
中央	ゆーかり (R7.4.1)	76世帯	(社福)立正学園	センター長1 リクルーター1 支援員1 トレーナー1	加古川市 (淡路市)
西宮	なごみ (R6.4.1)	84世帯	(社福)善照学園	センター長1 リクルーター1 支援員3 トレーナー1	西宮市
川西	ウェルこころ (R6.7.1)	126世帯	(特非)キアセット	センター長1 リクルーター1 支援員4 トレーナー1	川西市
加東	やまもも (R7.4.1)	46世帯	(社福)立正学園	センター長1 リクルーター1 支援員1 トレーナー1	加東市
姫路	希望の丘 (R6.10.1)	144世帯	(社福)あいむ	センター長1 リクルーター1 支援員1 トレーナー1 非常勤相談員1	姫路市
豊岡	まんまる (R6.4.1)	45世帯	(社福)南但愛育会	センター長1 リクルーター1 支援員2 トレーナー1 市町連携加算1	朝来市 (豊岡市)



【里親月間啓発ポスター】

イ 全県フォスタリング業務の推進

(公社) 家庭養護促進協会が実施する事業を支援。

○リクルート(里親新規開拓)

- ・新聞掲載、ラジオ等でのキャンペーン「愛の手運動」を実施

○研修・トレーニング

- ・基礎研修(6回実施/参加者129人)
- ・登録前研修(4回実施/参加者120人)
- ・更新研修(3回実施/参加者60人)
- ・未委託里親トレーニング(2回実施/参加者25人)

○マッチング

- ・週末(季節)里親事業
- ・里親・養子縁組相談支援事業

○委託後支援・交流

- ・里親サロン、里親家庭ファミリーキャンプ 等



【ラジオ関西「里親さがしの時間」】

ウ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の運営支援

養育里親経験者等が養育者となり、自宅で児童(定員5人または6人)を受け入れ、生活習慣や豊かな人間性や社会性を養い、児童の自立を支援。

【設置数】 23か所(令和7年4月1日現在)

(設置数内訳)

県16か所(西宮市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、三木市(2)、
小野市、宍粟市、姫路市(4)、洲本市、淡路市、神河町)

神戸市6か所

明石市1か所

(4) 県立明石学園、県立清水が丘学園における児童の自立支援（477,086千円）

ア 明石学園（児童自立支援施設）の運営

不良行為をした児童(おそれのある児童を含む)など生活指導等を要する児童を入所させ、「小舎夫婦制」により、家庭的な雰囲気の中で指導を行い、自立を支援。

【措置児童数の状況（令和7年4月1日現在）】 (単位：人)

窃盗	恐喝暴力	家出浮浪	性的非行	親子関係不良	金品持出	施設不適応	その他	合計
6	4	1	11	2	0	5	5	34

イ 清水が丘学園（児童心理治療施設）の運営

家庭環境や学校での人間関係等が原因となって、社会生活への適応が困難となった児童を入所・通所させ、心理治療等を通じて児童の自立を支援。

【措置児童数（令和7年4月1日現在）】 入所34人、通所11人

3 児童委員、主任児童委員活動の推進 (145,577千円)

地域における児童福祉活動の中心的な担い手として、子育て家庭への身近な相談や支援を行う児童委員、主任児童委員の活動を推進（令和7年12月一斉改選）。

【現員数】

児童委員8,920人、主任児童委員717人
（令和7年8月1日現在 政令市・中核市を含む）

【活動費用弁償】

児童委員1人あたり年額30,100円（市町に補助）

【委員の活動内容】

- ・地域住民からの子育てや家庭問題等の相談
- ・「ひょうごオレンジネット」（児童虐待防止活動）の推進等

II 女性支援・DV防止対策の推進

1 困難女性への支援及びDV防止対策の推進 (248,746千円)

「ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画」(計画期間 令和6～10年度)及び「兵庫県DV防止・被害者保護計画」(計画期間 令和6～令和10年度)に基づき、女性家庭センターをはじめ、庁内関係部局、県警本部、市町、民間団体、関係施設等の密接な連携により、相談、一時保護、自立支援、専門人材の育成を推進

【DV相談・一時保護等の状況】

(単位：件)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	対前年度比(※)
女性家庭センターDV相談	816	684	647	747	768	102.8%
うち一時保護	85	81	68	60	69	115.0%
市町	14,029	12,805	12,309	11,638	10,801	92.5%
県関係機関 (県警・県こども家庭センター等)	6,085	6,497	6,496	6,966	6,584	94.5%
計	20,930	19,986	19,452	19,396	18,153	93.6%

※対前年度比：R6年度/R5年度

(参考) 女性家庭センターの相談総件数R6年度：3,639件

一時保護総件数(一時保護委託含む) R6年度：119件

【「女性に対する暴力をなくす運動」ポスター】

(1) 相談支援の強化充実

- ・「悩みのほっとライン」R6実績：3,495件
(毎日9:00～21:00／緊急時は24時間対応)
- ・DV法律相談 R6実績：111件
- ・SNSを活用した「ころちやっと」R6実績：494件 ※R6.12.10～
(相談員対応 火～土10:00～13:00、14:00～16:00 / 自動応答24時間)
- ・市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進 (18市町設置済)
- ・女性相談支援員 (22市町設置済)
- ・市町、専門機関、NPO・民間支援団体等の支援者に対して研修を実施
(困難女性支援基礎研修、困難女性支援応用研修、
テーマ別実務者研修等)



【「ころちやっと」相談画面】

(2) 安全確保対策

- ・女性家庭センターで一時保護 R6実績：119件
- ・県内外の民間シェルターや女性自立支援施設等は一時的保護委託 R6実績：57件
(委託契約施設数 30か所(NPO、社会福祉施設等))
- ・民間支援団体が運営するシェルターの活動を支援
(家賃補助や、新規開設に必要な初度備品購入経費、シェルター入所者及び同伴児のサポート事業に対する支援)

(3) 支援体制の確立

- ・ 民間支援団体と連携したDV被害者相談や自立支援を行う支援拠点を設置
- ・ 県営住宅や民間マンションを活用した一時入居住宅（ステップハウス）を設置
- ・ DV証明書の発行を受けた者に対して県営住宅における優先入居を実施
- ・ 女性家庭センター、女性自立支援施設、民間シェルターにおける同伴児への支援（こころのケア、学習支援等）

(4) 関係機関・民間機関との連携・協働

- ・ ひょうごDV被害者支援連絡会（HYVIS）との意見交換を実施
- ・ 困難女性支援法に基づく支援調整会議（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議）を設置
- ・ 民間支援団体のICT化の推進に資する機器等の整備に必要な費用を補助
- ・ 困難女性の支援を行う民間支援団体の設立に係る経費の一部を支援

(5) 教育・啓発の推進等

- ・ NPOとの協働によるDV防止出前講座及びデートDV防止等出前講座を実施

2 支援の必要性が高い妊産婦への支援

(1) 特定妊婦等居場所確保・自立支援事業（35,000千円）

予期せぬ妊娠など支援の必要性が高い妊産婦を受入れる場所を確保し、関係機関が連携して策定した自立支援計画に基づき、産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談、就労支援を行うとともに、自立に向け、県営住宅・民間住宅をステップハウスとして見守りを行うなどの支援を実施。

【委託事業者】 公益社団法人小さないのちのドア

【令和6年度実績】 21名入所

（兵庫県内15名（うち神戸市内4名）、県外から転入5名、県外1名）

(2) 課題を抱える妊産婦支援プロジェクト（5,300千円）

ふるさとひょうご寄附金を活用し、課題を抱える妊産婦が実家のような頼れる居場所に出会い、安心して出産でき、自立や夢が実現できるよう応援プロジェクトを展開。

【内 容】

- ・ 出産準備支援事業（出産育児一時金の超過負担分を支援）
- ・ 資格取得支援事業（各種資格取得等に要する経費を支援）
- ・ 自立準備支援事業（自立に必要な生活必需品（家電や生活必需品）購入費を支援）
- ・ 就職支度支援事業（就職する際に直接必要な費用を支援）
- ・ 妊産婦ホストファミリー（週末里親型）の運営



【マタニティホームMusubi】

(3) 妊産婦等生活援助事業（相談支援事業等）＜産前産後母子支援事業＞（24,000千円）

乳児院や母子生活支援施設等の専門的な知見を生かし、産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談、養育支援等を実施

【委託事業者】 社会福祉法人姫路乳児院

【R6年度実績】 支援を行った母子 71組、

家庭訪問 365件、来所相談 131件、電話相談 88件、メール相談：696件

【事業概要】

- ①支援コーディネーターの設置
- ②相談窓口の開設
- ③看護師等、母子支援員の配置
- ④母子支援計画の検討
- ⑤家事や育児等のトレーニングの実施

III 家庭福祉対策の推進

1 子育てを応援する経済的支援

- (1) **児童手当の支給（10,694,078千円）** 《**県所管：全市町 実施主体：市町**》
次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するための手当を支給。

【支給対象児童】

高校生年代まで(18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)

【手当額】

支給対象		支給金額
3歳未満	第1・2子	月額15,000円
	第3子以降	月額30,000円
3歳以上高校生年代	第1・2子	月額10,000円
	第3子以降	月額30,000円

- (2) **特別児童扶養手当の支給（事務費21,356千円）**

《**県所管：政令市除く。事業費は国から市町へ直接交付**》

20歳未満の身体又は精神に重度若しくは中度の障害のある児童を養育する父若しくは母、又は父母にかわってその児童を養育している者に手当を支給。

【手当額】（令和7年4月～）

1級(重度) 月額56,800円、

2級(中度) 月額37,830円

【令和6年度支給実績】（単位：人）

支給対象児童数（R7.3月末）		
1級	2級	合計
4,411	11,080	15,491
(3,205)	(7,416)	(10,621)

※（ ）は県所管(神戸市以外)分

2 ひとり親家庭等自立支援の推進

ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、改定された「兵庫県ひとり親自立促進計画」(令和7～11年度)に基づき、実施。

(1) 児童扶養手当の支給 (698,176千円) 《県所管：郡部》

ひとり親家庭の保護者に手当を支給。

【手当額】 (令和7年4月～) (単位：月額 円)

区分	第1子		第2子以降加算	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
支給額	46,690	46,680～ 11,010	11,030	11,020～ 5,520

【所得制限限度額】 (単位：月額 円)

扶養親族等の数	受給者本人		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	690,000	2,080,000	2,360,000
1人	1,070,000	2,460,000	2,740,000
2人	1,450,000	2,840,000	3,120,000
3人	1,830,000	3,220,000	3,500,000

【令和6年度支給実績】

受給者数32,841人(うち県所管(郡部)1,277人)(R7.3月末)

- (2) **母子父子寡婦福祉資金の貸付**（322,076千円）《**県所管：政令市・中核市除く**》
母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の支援と生活の向上を図るため、
修学資金等を貸付。

【貸付金種類】

- ①修学資金、②技能習得資金、③修業資金、④生活資金、⑤医療介護資金、
⑥住宅資金、⑦転宅資金、⑧就学支度資金、⑨就職支度資金、⑩結婚資金

【貸付条件等】

- ・利子：無利子又は年利1.0%（貸付金の種類、保証人の有無により異なる）
- ・償還方法：一定の据置期間の後3～20年（貸付金の種類によって異なる）

【令和6年度貸付実績】

（単位：件、千円）

区分	①修学	②技能 習得	③修業	④生活	⑤医療 介護	⑥住宅	⑦転宅	⑧就学 支度	⑨就職 支度	⑩結婚	合 計
件数	265 (191)	13 (2)	2 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	12 (1)	68 (40)	0 (0)	0 (0)	370 (244)
貸付 金額	201,468 (139,280)	8,407 (1,416)	952 (0)	7,333 (7,333)	0 (0)	0 (0)	2,470 (189)	19,736 (11,720)	0 (0)	0 (0)	240,366 (159,938)

※（ ）は県所管(政令市、中核市以外)分

3 ひitori親家庭就業支援事業

(1) 母子家庭等自立支援給付金事業等の実施《県所管：郡部》 就労に有利な資格取得を支援。

区 分	高等職業訓練促進給付金事業 (R7県予算：20,939千円)	自立支援教育訓練給付事業 (R7県予算：5,815千円)
対 象 者	母子家庭の母及び父子家庭の父 ※所得限度額：児童扶養手当所得制限限度額水準 ※所得制限水準を超過した場合であっても、1年 に限り引き続き対象者とする	母子家庭の母及び父子家庭の父で、自立に向けた 計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等 を受けている者
対 象 資 格	【対象資格】 ①看護師、②保育士、③介護福祉士、④作業療法 士、⑤理学療法士、⑥歯科衛生士 他 その他知事が地域の実情に応じて定める資格	【対象講座】 ①雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 ②その他上記に準じ知事が地域の実情に応じて対 象とする講座
対 象 講 座	【対象講座】 対象資格のうち、養成機関において6月以上修業 するもの	
支 給 額	【訓練促進給付金】 ・非課税世帯：100,000円/月 ・課税世帯：70,500円/月 ※修学期間の最後の12か月については、それぞれ 4万円増額。 【修了支援給付金】 ・非課税世帯：50,000円 ・課税世帯：25,000円	教育訓練給付（雇用保険法）の <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格無：受講料の6割(上限20万円) ・受給資格有：受講料の6割と教育訓練給 付金の差額(上限20万円) ※専門実践教育訓練給付対象講座の場合、上限 40万円×修業年数(上限160万円) ※修了後1年以内に資格取得等し、就職等した 場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追 加支給（最大85%の支給）
R6年度 実 績	支給人数 415人 支給額 433,747千円 (うち県所管(郡部) 支給人数 11人 支給額 12,067千円)	支給人数 161人 支給額 36,316千円 (うち県所管(郡部) 支給人数 6人 支給額 1,064千円)

(2) 高等職業訓練促進資金貸付事業（訓練促進資金）の実施《県所管：政令市以外》

高等職業訓練促進給付金による修学を容易にするため、入学準備金や就職準備金を県社会福祉協議会において貸付。

【対象者】 児童扶養手当受給者等（高等職業訓練促進給付金の支給対象者）

※令和6年8月から児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とするよう拡充。

【貸付額】 入学準備金 500千円以内、就職準備金 200千円以内

【償還免除】 養成機関卒業後1年以内に資格を活かして就職し、5年間従事

【令和6年度貸付実績】 貸付者 42人、貸付額 13,159千円

（うち県所管《神戸市以外》貸付者 31人、貸付額 10,609千円）

4 ひとり親家庭への相談支援**(1) 母子・父子自立支援員による相談《県所管：郡部》**

母子・父子自立支援員を郡部所管の県健康福祉事務所及び各市に配置し、ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般、就業、貸付金、その他自立に必要な相談・指導を実施。

【令和6年度相談取扱状況】

（単位：件）

相談件数	内容別内訳			
	生活一般	児 童	経済的支援	その他
14,236 (630)	5,690 (250)	1,441 (26)	6,784 (327)	321 (27)

※政令市、中核市除く

※（ ）は県所管(郡部)分

(2) **ひとり親家庭等特別相談事業の実施** (2,656千円) 《**県所管：政令市、中核市除く**》

ひとり親家庭及び寡婦に対し、弁護士による専門的な法律相談を実施。

【相談方法】 オンライン相談：福祉事務所等においてオンラインで行う相談 (年18回)

【令和6年度相談取扱状況】

(単位：件)

相談件数	内容別内訳				
	離婚、慰謝料 養育費、認知等	財産相続 財産処分	土地、 金銭貸借等	損害賠償、 交通事故	その他
22	17	3	2	0	0

(3) **母子・父子自立支援プログラム策定員による自立支援**

ひとり親家庭の親を対象に、個々の家庭の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、自立・就業に向けた取組を支援。

【令和6年度策定実績】 364件(うち県所管(郡部)28件)

5 ひとり親家庭の子育て・生活支援

(1) **高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金貸付)の実施** 《**県所管：政令市以外**》

ひとり親に対する生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、入居している住宅家賃に対する資金を県社会福祉協議会において無利子で貸付。

【対象者】 児童扶養手当受給者等

※令和6年8月から児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とするよう拡充。

【貸付額】 12か月の範囲内で上限7万円/月 ※令和7年4月から拡充(上限4万円→7万円)

【償還免除】 安定的な就労につながり、1年間就労を継続

【令和6年度貸付実績】 貸付者 193人、貸付額 80,434千円

(うち県所管《神戸市以外》貸付者 174人、貸付額 76,128千円)

(2) こどもの生活・学習支援事業（8,764千円）《県所管：政令市、中核市除く》

ひとり親家庭や貧困家庭等の貧困の連鎖を防止する観点から、こどもへの学習支援を実施

ア 大学等受験料支援

【対象者】 以下の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者

(ア)児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯（住民税非課税世帯）

(イ)自治体を実施する子どもの学習・生活支援事業に登録等しているこども

【対象経費】 大学等を受験する際に必要な受験料（上限：53千円）

イ 模試費用支援

【対象者】 以下の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者

(ア)児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯（住民税非課税世帯）

(イ)自治体を実施する子どもの学習・生活支援事業に登録等しているこども

【対象経費】 模試を受けるために必要な受験料

（高校3年生 上限：8千円、中学3年生 上限：6千円）

(3) 養育費履行確保等支援事業（910千円）《県所管：郡部》

養育費の履行確保を支援するために、公正証書作成費等を補助するとともに、継続した養育費支払いの履行確保を図るために、養育費保証契約の初回保証料を補助

【対象者】 20歳未満の子を養育する、離婚を考える父母及び離婚後のひとり親

【支給額】 公正証書作成等にかかった経費の実費（上限：30千円）

保証会社と養育費保証契約を締結した際の初回保証料（上限：50千円）

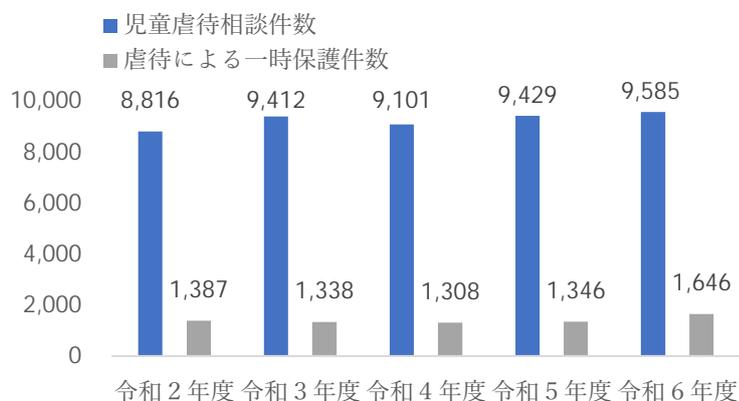
【令和6年度支給実績】 受給者59人、支給額1,357千円（政令・中核市除く）

（うち県所管(町部) 受給者13人、支給額295千円）

■資料編

<児童相談所（神戸市・明石市含む）の児童虐待相談状況>

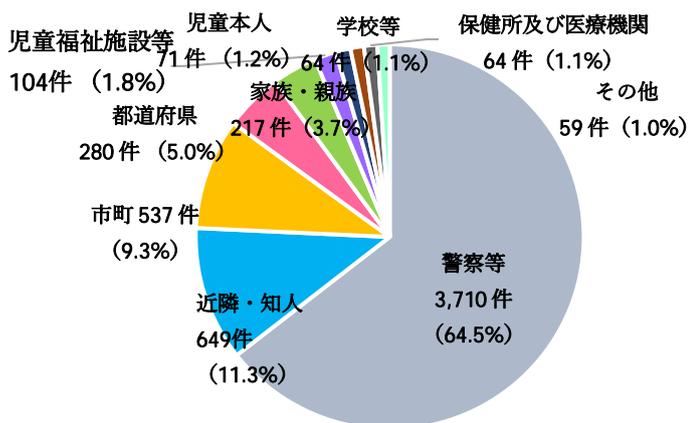
児童虐待相談件数の推移



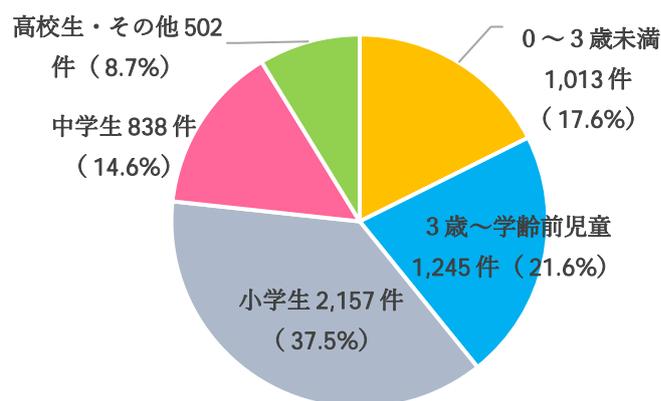
<県児童相談所の虐待相談状況等>

虐待相談状況（令和6年度実績）

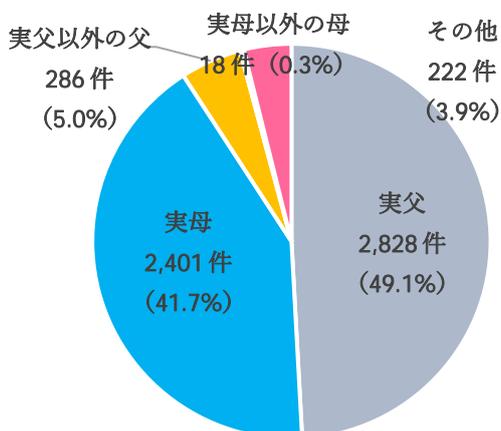
<相談経路>



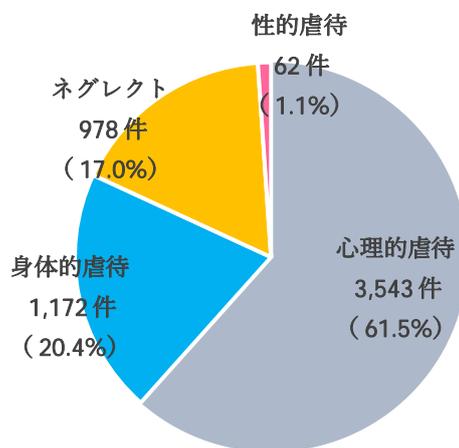
<被虐待児の年齢>



<主な虐待者>



<虐待種別>



(2) 一時保護の状況

区分	入所児童数		延人員		1日平均 在所人員 (人)	1人平均 在所日数 (日)
		うち虐待		うち虐待		
県	503 (30)	216 (13)	12,338 (1,005)	5,819 (335)	33.8	24.5
神戸市	617 (38)	303 (25)	14,915	8,640	40.0	24.0
明石市	96 (8)	66 (4)	3,313	2,214	9.0	35.0

ア 県児童相談所別一時保護利用状況（令和6年度）

※（ ）内は令和5年度からの繰り越し件数を内書き

イ 一時保護委託年次推移（令和6年度）

区分	警察	乳児院	児童養護 施設	里親	その他	計	うち虐待
令和2年度	187 (217)	112 (4,590)	427 (7,289)	203 (3,590)	141 (3,655)	1,070 (19,341)	571 (12,207)
令和3年度	239 (329)	96 (5,266)	489 (11,409)	235 (4,989)	210 (6,860)	1,269 (28,853)	619 (15,170)
令和4年度	270 (310)	126 (5,962)	429 (11,302)	274 (5,605)	281 (9,259)	1,380 (32,438)	658 (15,215)
令和5年度	341 (412)	161 (6,467)	585 (14,783)	341 (6,647)	315 (12,120)	1,743 (40,429)	648 (18,394)
令和6年度	334 (393)	148 (5,950)	537 (14,234)	364 (7,138)	396 (10,699)	1,779 (38,414)	772 (20,951)